

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第 72号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「～第34条」を「・第33条」に改める。

第30条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項前段の規定は、当該建築又は用途の変更が確認（法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を含む。）の申請を要するものであるときは、適用しない。ただし、当該申請の際に、建築計画概要書第2面に代えて確認申請書（省令別記第2号様式によるものに限る。）第3面の写しを提出したときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市建築基準法施行細則第30条第2項の規定は、この規則の施行の日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項（それぞれ法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を行った場合については、適用しない。

（都市計画局建築指導部建築安全推進課）